



いつもお世話になっております。事務所だよりの8月号をお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## サラリーマンも住民税増税にささやかな抵抗を・・・

住民税が増税になりました。所得税が減税になっても、定率減税がなくなった分やはり増税です。給与所得者の選択できる節税策は、限られています。今回は、保険料控除を使った節税策・節税効果を考えて見ます。

### 確定個人年金保険についてみてみます。

確定個人年金とは、契約をした際に、受け取ることのできる年金額、受給期間が確定する年金保険です。この商品の最大のメリットは、個人年金保険料控除が活用できることです。そのため、控除分(節税)を考慮すると、実質的な戻り率は跳ね上がります。

ご存知かとは思いますが、下記の表のとおり生命保険とは別に個人年金保険料控除があります

	年間支払保険料	控除金額
所得税	25,000 円以下	支払い額の全額
	25,000 円超 50,000 円以下	支払い保険料 × 1/2 + 12,500 円
	50,000 円超 100,000 円以下	支払い保険料 × 1/4 + 25,000 円
	100,000 円超	50,000 円
住民税	15,000 円以下	支払い額の全額
	15,000 円超 40,000 円以下	支払い保険料 × 1/2 + 7,500 円
	40,000 円超 70,000 円以下	支払い保険料 × 1/4 + 17,500 円
	70,000 円超	35,000 円

(具体例)

40歳の方が60歳まで確定個人年金保険に加入した場合

年間の保険料が、108,000 円の設定では、20年間で **216万円** 保険料を支払い

60歳からの10年間で **240万円** の年金を受け取れます

1・課税所得が700万円の方は、所得税住民税が20年間で **30万円** 減ることになります

2・課税所得が250万円の方は、所得税住民税が20年間で **17万円** 減ることになります

減税分が、利息・配当等にプラスされると考えれば大きなメリットがあります